

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (行政マネジメント推進課)	1
○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則…………… (情報政策課)	1
○総合振興局等事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課)	1
○北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則…………… (航空課)	2
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (野生動物対策課)	2
○北海道立旭川高等看護学院学則等の一部を改正する規則…………… (医務業務課)	4
○北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (障がい者保健福祉課)	5
○北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則…………… (技術普及課)	5
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… (住宅課)	7
○北海道財務規則の一部を改正する規則…………… (財務指導課)	7
訓 令	
○北海道職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)	8

規 則

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第26号

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則 (平成16年北海道

規則第125号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(4) 公の施設における調査研究、相談又は技術指導等の業務に係る専門的知識を有する者が所属する特定の団体に当該公の施設の管理を行わせることが当該公の施設の設置の目的を達成するために効果的であると認められる場合

第5条第1号中「4年」を「5年」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第27号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 (平成16年北海道規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1北海道税条例 (昭和25年北海道条例第56号)の項中「、第44条の2第9項」を削り、「、第46条の7第2項、第61条の10第2項、第61条の17、」を「及び」に改め、「、第63条の10第7項、第63条の11第4項、第66条第2項及び第67条の2」を削り、同表北海道循環資源利用促進税条例 (平成17年北海道条例第124号)の項を削る。

別表第2北海道税条例施行規則 (昭和29年北海道規則第98号)の項中「、第14条の2」、「、第41条第2項」、「、第65条の2第2項、第66条第2項」及び「、第67条の9第1項」を削り、同表北海道立農業大学校管理規則 (昭和49年北海道規則第45号)の項中「第22条第1項」を「第8条 (第1号から第5号までに係る部分を除く。)、第18条の5 (第8条第1号、第4号及び第5号に係る部分を除く。)」及び第22条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第28号

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則

総合振興局長等事務委任規則 (昭和23年北海道規則第80号)の一部を次のように改正す

る。

保健福祉部の項中5の事項を削り、6の事項を5の事項とする。

経済部の項3の事項中(43)を削り、(44)を(43)とし、(45)から(52)までを(44)から(51)までとし、(51)の次に次のように加える。

(52) 同法第39条の21第1項後段の規定による変更の工事又は製造の方法の変更に係る届出の受理に関すること。

経済部の項3の事項中(85)を(86)とし、(53)から(84)までを(54)から(85)までとし、(52)の次に次のように加える。

(53) 同法第39条の23後段の規定による危害予防規程の提出の要求に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第29号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則

北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第5項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

別表第3の1の表管の埋設の項中「16円」を「20円」に、「17円60銭」を「22円」に、「23円」を「28円」に、「25円30銭」を「30円80銭」に、「35円」を「42円」に、「38円50銭」を「46円20銭」に、「47円」を「56円」に、「51円70銭」を「61円60銭」に、「70円」を「85円」に、「77円」を「93円50銭」に、「93円」を「110円」に、「102円30銭」を「121円」に、「160円」を「200円」に、「176円」を「220円」に、「230円」を「280円」に、「253円」を「308円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第30号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年北海道規則第58号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式の5別紙末尾欄外注1の事項中「散弾銃（ライフル銃の場合にあっては、その旨）」を「ライフル銃（特定ライフル銃を除く。）、特定ライフル銃（令和7年3月1日前に取得の場合は「特定ライフル銃（既得所持）」と記載すること。）、散弾銃」に改める。

別記第4号様式の2中「第18条の2第1項」を「第18条の2」に、

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1 ニホンジカ 2 イノシシ 3 ヒグマ 4 ツキノワグマ 5 ニホンザル 6 その他（ ）
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	

を

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1 ニホンジカ 2 イノシシ 3 ヒグマ 4 ツキノワグマ 5 ニホンザル 6 その他（ ）
	装薬銃（銃器を使用した止めさし）を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	

に改め、同様式別紙末尾欄外注3の事項中「装薬銃」の次に「・装薬銃（銃器を使用した止めさし）」を加え、同様式末尾欄外注5の事項(3)中「ライフル銃」の次に「（特定ライフル

銃を除く。)、特定ライフル銃」を加え、同事項(4)中「満たすこと。」の次に「ただし、ライフル銃(特定ライフル銃を除く。)を除く5.0cmの標的紙で技能要件を満たした者は、夜間銃猟をする者欄の○の下に「(ライフル銃を除く。)」と記載すること。」を加える。

別記第4号様式の6中

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1 ニホンジカ 2 イノシシ 3 ヒグマ 4 ツキノワグマ 5 ニホンザル 6 その他()
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	

を

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1 ニホンジカ 2 イノシシ 3 ヒグマ 4 ツキノワグマ 5 ニホンザル 6 その他()
	装薬銃(銃器を使用した止めさし)を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	

に改め、同様式別紙末尾欄外注3の事項中「装薬銃」の次に「・装薬銃(銃器を使用した止めさし)」を加え、同様式末尾欄外注5の事項(3)中「ライフル銃」の次に「(特定ライフル銃を除く。)、特定ライフル銃」を加え、同事項(4)中「満たすこと。」の次に「ただし、ライフル銃(特定ライフル銃を除く。)を除く5.0cmの標的紙で技能要件を満たした者は、夜間銃猟をする者欄の○の下に「(ライフル銃を除く。)」と記載すること。」を加える。

別記第14号様式(裏面)中

- 3 (5)は、該当番号を○で囲むこと。
- 4 太枠欄には、記載しないこと。

を

- 3 (1)において、使用しようとする猟具の種類がライフル銃のうち特定ライフル銃(ハーフライフル銃のことをいう。)である場合は、所持許可証番号の下に「特定ライフル銃」、「既得所持」(令和7年3月1日前に取得の場合)等と記載すること。
- 4 (5)は、該当番号を○で囲むこと。
- 5 太枠欄には、記載しないこと。

に改める。

別記第15号様式(裏面)中

- 3 (4)において、適性の確認がされている場合は、適性の確認欄の□にレ印を付し、認定鳥獣捕獲等事業者が当該従事者について、狩猟について必要な適性を確認した旨の指定の様式による書面を添付すること。
- 4 (5)は、該当番号を○で囲むこと。
- 5 太枠欄には、記載しないこと。

を

- 3 (1)において、使用しようとする猟具の種類がライフル銃のうち特定ライフル銃(ハーフライフル銃のことをいう。)である場合は、所持許可証番号の下に「特定ライフル銃」、「既得所持」(令和7年3月1日前に取得の場合)等と記載すること。
- 4 (4)において、適性の確認がされている場合は、適性の確認欄の□にレ印を付し、認定鳥獣捕獲等事業者が当該従事者について、狩猟について必要な適性を確認した旨の指定の様式による書面を添付すること。
- 5 (5)は、該当番号を○で囲むこと。
- 6 太枠欄には、記載しないこと。

に改める。

別記第16号様式(裏面)中

- 4 (2)は、該当番号を○で囲むこと。
- 5 (8)は、職業を具体的に記載し、更に職業分類の該当番号を○で囲むこと。
- 6 (9)は、該当番号を○で囲むこと。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

を

- 4 (1)において、使用しようとする猟具の種類がライフル銃のうち特定ライフル銃

(ハーフライフル銃のことをいう。)である場合は、所持許可証番号の下に「特定ライフル銃」、「既得所持」(令和7年3月1日前に取得の場合)等と記載すること。

- 5 (2)は、該当番号を○で囲むこと。
- 6 (8)は、職業を具体的に記載し、更に職業分類の該当番号を○で囲むこと。
- 7 (9)は、該当番号を○で囲むこと。
- 8 ※印欄には、記載しないこと。

に改める。

別記第17号様式(裏面)中

- 5 (2)は、該当番号を○で囲むこと。
- 6 ※印欄には、記載しないこと。

を

- 5 (1)において、使用しようとする猟具の種類がライフル銃のうち特定ライフル銃(ハーフライフル銃のことをいう。)である場合は、所持許可証番号の下に「特定ライフル銃」、「既得所持」(令和7年3月1日前に取得の場合)等と記載すること。
- 6 (2)は、該当番号を○で囲むこと。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道立旭川高等看護学院学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第31号

北海道立旭川高等看護学院学則等の一部を改正する規則

(北海道立旭川高等看護学院学則の一部改正)

第1条 北海道立旭川高等看護学院学則(昭和47年北海道規則第123号)の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 雑則(第22条-第28条)」を「第8章 学校評価(第21条の3) 第9章 雑則(第22条-第28条)」に

改める。

第1条の3第1項中「には、」の次に「専攻科及び」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の専攻科及び専門課程には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる学科を置く。

- (1) 専攻科 地域看護学科及び助産学科
- (2) 専門課程 看護学科

第2条第2項中「各学科」を「地域看護学科及び助産学科並びに看護学科」に改める。

第19条第2項中「、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程(平成6年文部省告示第84号)第2条の規定により」を削る。

第8章を第9章とし、第7章の次に次の1章を加える。

第8章 学校評価

(学校評価)

第21条の3 学院は、その教育の一層の充実を図り、学院の目的及び社会的使命を達成するため、学校教育法第132条の2の規定に基づき、学院における教育活動等の状況について毎年度自ら点検及び評価を行うとともに、5年に1回、外部の識見を有する者による評価を行う。

2 前項の評価の実施に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

別記第3号様式その1中「専門課程」を「専攻科」に改め、同様式その2中「、文部科学大臣告示(平成6年文部省告示第84号)により」を削る。

(北海道立紋別高等看護学院学則の一部改正)

第2条 北海道立紋別高等看護学院学則(昭和48年北海道規則第109号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程(平成6年文部省告示第84号)第2条の規定により」を削る。

別記第3号様式中「、文部科学大臣告示(平成6年文部省告示第84号)により」を削る。

(北海道立江差高等看護学院学則の一部改正)

第3条 北海道立江差高等看護学院学則(平成10年北海道規則第37号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程(平成6年文部省告示第84号)第2条の規定により」を削る。

別記第3号様式中「、文部科学大臣告示(平成6年文部省告示第84号)により」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第32号

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則（平成22年北海道規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第30条の4第2項第14号」を「第30条の4第2項第12号」に改める。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第33号

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

北海道立農業大学校管理規則（昭和49年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び畑作園芸経営学科」を「、畑作園芸経営学科及び稲作経営学科」に改める。

第3条中「120人」を「140人」に、「60人」を「70人」に改める。

第8条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第12条中「すべて」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、農業大学校の宿泊施設の設備その他の生活環境からみて当該学生が宿泊施設において生活することが適当でないと校長が認める場合は、この限りでない。

第18条の5中「第6号」を「第5号」に改める。

第19条の3中「第8条から第11条まで及び」及び後段を削る。

別表養成課程の部を次のように改める。

		農業技術基礎(1)	体 育	II(1)	時間	時間
	必修	体 育	I(1)	外 国 語	II(1)	

教 養 科 目	科目	外 国 語 I(1)		75	60
		特 別 活 動(2)		90	
	選択科目	アグリライフ論(2)	英 会 話 B(1)		
		英 会 話 A(1)		75	15
共 通 専 門 科 目	必修科目	農 業 機 械 学(1)	農 政 ・ 経 済(1)		
		農 業 機 械 学 演 習(1)	農 業 経 営(1)	105	105
		刈 払 機 基 礎(1)	経 営 分 析 論(1)		
選 択 科 目		農 業 簿 記(1)	経 営 設 計(2)		
		農 業 簿 記 演 習(1)	経 営 設 計 演 習(1)		
		農 畜 産 物 加 工 概 論(1)	農 業 視 察 研 修(2)		
選 択 科 目		ス マ ー ト 農 業 概 論(1)	ア グ リ ビ ジ ネ ス 論(1)	75	90
		新 規 参 入 者 入 門(1)	狩 猟 免 許(1)		
		キ ャ リ ア デ ザ イ ン(1)			
選 択 科 目		野 生 動 物 学(1)			
		乳 牛 飼 養 論(1)		90	
		肉 牛 飼 養 論(1)			
選 択 科 目		畑 作 栽 培 概 論(1)			
		野 菜 栽 培 概 論(1)			
		溶 接(1)			
養 成 課 程 (畜 産 経 営 学 科 専 門 科 目 及 び 畜 産 経 営 学 科 専 門 科 目)	必修科目	プ ロ ジ ェ ク ト 概 論(1)	プ ロ ジ ェ ク ト 実 践 II(10)		
		家 畜 飼 養 論(1)	畜 舎 管 理 実 習 II(3)		
		家 畜 繁 殖 学 I(2)	卒 業 論 文(4)		
		専 攻 実 習(6)			
		ス マ ー ト 農 業 機 械 学 演 習(1)			
		家 畜 栄 養 学(1)		1,080	705
		家 畜 解 剖 学(1)			
		家 畜 育 種 論(1)			
		体 験 学 習(9)			
		畜 舎 管 理 実 習 I(3)			
	飼 料 作 物 学(1)				
	プ ロ ジ ェ ク ト 実 践 I(2)				
	農 場 H A C C P 概 論(1)				
	環 境 土 壌 学(1)				
		管 理 部 演 習(4)		120	

畑作園芸経営学科	畑作園芸経営学科専門科目	選択科目	家畜衛生演習(1) 情報処理演習(1) 家畜繁殖学Ⅱ(2) 家畜繁殖学演習(3) 家畜衛生学(1)	195	養成課程 (稲作経営学科)	英語コミュニケーションⅡ(1) 地域振興論(2) 農業機械研修(1) 初級簿記(1) 農業簿記(1) 農産加工実習(2) スマート農業論(2) 作物栽培概論(2) アカデミック・スキル(2) 病害虫管理学(2) 土壌管理学(2) 情報リテラシーⅠ(1) SDGs基礎(2) 1年ゼミナール(水稲)(4) 農業基礎実習(2) 稲作技術論(2) プロジェクト実践Ⅰ(2) 体験学習(5) 農場マネジメント論(2) 水稲生産学(2) 水稲実習(2)	外国語Ⅱ(1) 農政・経済(1) 農業経営(1) 経営分析論(1) 経営設計(2) 経営設計演習(1) プロジェクト実践Ⅱ(4) 農産物流通論(1) 卒業論文(4)	1,230	975	
		必修科目	植物生理概論(1) プロジェクト概論(1) 畑作園芸機械施設論(1) 畑作園芸機械施設演習(1) 作物保護(2) 専攻実習(8) 体験学習(9) GAP概論(1) プロジェクト実践Ⅰ(2) 土壌肥料学(1) GAP特論(1) 情報処理演習(2)	プロジェクト実践Ⅱ(4) 農産物流通論(1) 卒業論文(4)		1,050	765			
		作業機械技能演習(2)		60						
		選択科目	スマート農業機械学演習(1) クリーン農業・環境保全論(1)	45		120	情報リテラシーⅡ(1) 作物育種学概論(2) 農産物利用学(2) 食農社会論(2) 地域づくりの経済学(2) 世界の食と文化(2) 日本酒学(2) サステナブル・アグリカルチャー(2) 食の安全保障(2) アグリビジネス実践論(2) 異文化理解Ⅱ(1) フードシステム論(2) 財務会計(1) キャリア技能A(1) キャリア技能B(1) キャリア技能C(1)	英会話B(1) 乳牛飼養論(1) 肉牛飼養論(1) 畑作栽培概論(1) 野菜栽培概論(1) 農業視察研修(2) アグリビジネス論(1) 狩猟免許(1) 麦類栽培論(1) 豆類栽培論(1) ばれいしょ栽培論(1) てんさい栽培論(1) 葉菜類栽培論(1) 根菜類栽培論(1) 果菜類栽培論(1) 西洋野菜・花き栽培論(1)	615	285
		計		畜産経営学科 1,410 1,170 300 畑作園芸経営学科 1,425 1,035 360						
		特別活動(1) 体育Ⅱ(1)								
		農業の基礎科学(2) 英語コミュニケーションⅠ(1)								

キャリア技能 D(1)		
キャリア技能 E(1)		
キャリア技能 F(1)		
キャリア技能 G(1)		
畑作物生産学(2)		
野菜生産学(2)		
花卉生産学(2)		
施設園芸学(2)		
計	1,845	1,260

別記第1号様式中「氏名」「氏名」
保護者 郵便番号 生年月日
住所
氏名 を に、
生年月日
本人との関係
職業」

区 分		推薦入校志願者	一般入校志願者
志望学科	第1志望		
	第2志望		
希望受験地			
選択科目			

を

区 分		推薦入校志願者 (指定校・特別・ 一般・企業自治体)	一般入校志願者
志望学科	第1志望		
	第2志望		
希望受験地			

に改める。

別記第1号様式の3を削る。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「、第19条の3」を削る。

附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 令和8年3月31日において現に北海道立農業大学の養成課程に在籍している者に係る履修すべき科目及び時間数の基準については、この規則による改正後の北海道立農業大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第34号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。
第5条の3第4号中「第8条の表第4号及び」を削る。

第8条の表第4号中「小学生以下同居世帯向け住宅」を「18歳未満同居世帯向け住宅」に、「小学校就学の始期に達するまでの者又は小学校に在学する」を「18歳未満の」に改める。

別表第1の1の表道公営住宅の部赤平市の項中「152」を「128」に改め、同部滝川市の項中「303」を「296」に改め、同部小樽市の項中「1,155」を「1,139」に改め、同部余市町の項中「22」を「27」に改め、同部室蘭市の項中「519」を「531」に改め、同部苫小牧市の項中「889」を「781」に改め、同部登別市の項中「461」を「431」に改め、同部旭川市の項中「1,269」を「1,142」に改め、別表第1の2の表駐車場の部滝川市の項中「160」を「185」に改め、同部余市町の項中「22」を「27」に改め、同部室蘭市の項中「266」を「278」に改め、同部登別市の項中「461」を「431」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第35号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「出納局会計管理室経理課」を「出納局総務課」に、「経理課長」を「総務課長」に、「出納局会計管理室調達課」を「出納局会計管理室経理課」に、「調達課長」を「経理課長」に改め、同条第2項第1号中「出納局会計管理室経理課」を「出納局総務課」に改め、同項第2号中「出納局会計管理室調達課」を「出納局会計管理室経理課」に改める。

第5条第2項、第8条の2及び第11条の2第4項中「出納局会計管理室調達課」を「出納局総務課」に改める。

第12条第2項第1号中「集中処理事項（）」の次に「総務部イノベーション推進局契約マネジメントセンター、」を加える。

第13条の4中「前2条」を「前条」に改める。

第14条の2中「課に」を「課（課に相当する組織を含む。）に」に改める。

第175条第1項中「つき年2.5パーセント」を「、当該契約を締結する日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率」に、「の割合による違約金を」を「乗じて計算した額を違約金として」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第185条第2項の規定により仮契約を締結する場合における第1項の規定の適用については、同項中「当該契約」とあるのは、「当該契約に係る仮契約」とする。

第196条第4号中エを削り、同号オを同号エとする。

第213条の2中「出納局長」を「総務部長」に改める。

附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割に係る歳入歳出外現金及び保管有価証券については、この規則による改正前の北海道財務規則第196条の規定により整理しなければならない。

訓 令

北海道訓令第7号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道職員服務規程の一部を改正する訓令

北海道職員服務規程（昭和41年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「に係る」の次に「自営の」を、「別記第12号様式」の次に「、職員の有する知識・技能をいかした事業（職員の有する知識又は技能を活用した著作物の創作及び販売、物品の製造及び販売、技芸の教授等をいう。）又は社会貢献に資する事業（地域振興に係る催しの主催、生活支援その他の公益に資する活動を伴う事業をいう。）に係る自営の場合にあっては別記第13号様式」を加える。

第8条第3項中「別記第13号様式」を「別記第14号様式」に、「別記第14号様式」を「別記第15号様式」に、「別記第15号様式」を「別記第16号様式」に改める。

別記第10号様式中「及び太陽光電気の販売」を「、太陽光電気の販売及び職員の有する知識・技能をいかした事業又は社会貢献に資する事業に係る自営」に改め、「続柄」の次に「（自営）を加え、「（以下「自営」という）を「ことをいう。以下同じ」に改め、同様式末尾欄外注2の事項中「次に」を「自営の場合は、次に」に改め、同注中3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1項を加える。

3 自営以外の場合は、活動概要、勤務条件等が確認できる書類を添付すること。

別記第15号様式を別記第16号様式とし、別記第14号様式を別記第15号様式とする。

別記第13号様式中

2 職員の職と届出に係る事業との間の特別な利害関係の有無
3 職員の職務の遂行への支障の有無
4 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
5 現に届け出ている営利企業への従事等（事業の名称、職名、従事時間、従事期間等）

を

2 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書の提出 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
3 職員の職と届出に係る事業との間の特別な利害関係の有無
4 職員の職務の遂行への支障の有無
5 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
6 現に届け出ている営利企業への従事等（事業の名称、職名、従事時間、従事期間等）

に改

め、同様式を別記第14号様式とし、別記第12号様式の次に次の1様式を加える。

別記第13号様式（第7条関係）

営利企業従事等許可申請書（職員の有する知識・技能をいかした事業又は社会貢献に資する事業に係る自営関係）	年 月 日
北海道知事 様	所 属 職 名 氏 名
地方公務員法第38条第1項の規定により、次のとおり営利企業への従事等の許可を申請します。	

1 営利企業への 従事等の 内容	(1) 事業の名称
	(2) 所在地 (電話)
	(3) 事業の目的・内容
	(4) 収入の予定金額 円 (再申請の場合) 前年1年間の収入金額 円
	(5) 職員の有する知識・技能と事業との関係 (当該事業を営む場合に記載)
	(6) 社会貢献に資する事業と判断した理由 (当該事業を営む場合に記載)
	(7) 従事予定日 <input type="checkbox"/> 週休日・休日 <input type="checkbox"/> 勤務日の勤務時間外 従事予定時間 時間/日 時間/週 時間/月 (予定日及び予定時間の詳細 :)
	(8) 事業を行う期間 開始年月日 年 月 日 終了年月日 <input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 期限あり (年 月 日)
2 所得税法 (昭和40年法律第33号) 第229条に規定する届出書 (以下「開業届」という。) の提出 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 承認後速やかに提出予定 (提出案を受領)	
3 事業計画書等の作成 <input type="checkbox"/> 事業計画書あり (公表済み) <input type="checkbox"/> 事業計画書あり (未公表) <input type="checkbox"/> 事業計画書あり (金融機関等に提出済み) 提出先 : <input type="checkbox"/> 事業計画書以外の資料により代替 資料名 :	
4 職員の職と承認に係る事業との間の特別な利害関係の有無	
5 職員の職務の遂行への支障の有無	
6 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無	
7 現に許可を受けている営利企業への従事等 (事業の名称、職名、収入、従事時間、従事期間等)	
8 許可を求める期間 (2年を超えない期間に限る) 年 月 日から 年 月 日まで	

所属長の意見
年 月 日

(所属長)

注1 該当するにはレ印を記入すること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 開業届の写し
- (2) 事業計画書等の写し
- (3) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該業務への関与の度合い
- (4) その他参考となる資料

3 申請時に、税務署に提出予定の開業届の写しを添付した場合は、税務署に提出後、当該提出した開業届の写しを所属長を経由して知事 (総合振興局又は振興局の職員にあっては、総合振興局長又は振興局長) に提出すること。

4 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付すること。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。